

# 国民健康保険のお知らせ

## 【令和6年度の津別町国民健康保険税の税率が決定しました】

国民健康保険は、平成30年度の都道府県化により北海道と津別町が共同で運営しており、津別町が北海道に納める令和6年度分の国民健康保険事業費納付金を国民健康保険税で賄うこととされているため、津別町国民健康保険運営協議会の審議を経て次のとおり税率を改定しましたのでお知らせします。

＜令和6年度津別町国民健康保険税の税率一覧表＞

区分	所得割率	均等割額	平等割額	課税限度額
	前年所得課税 総所得金額	加入者 1人につき	加入世帯 1世帯につき	1世帯あたりの 年間最高納付額
医療保険分	7.4%	29,900円	(新)22,100円	650,000円
	(変更なし)	(変更なし)	(旧)20,100円	(変更なし)
後期高齢者支援金分	2.4%	9,800円	(新)7,300円	(新)240,000円
	(変更なし)	(変更なし)	(旧)6,600円	(旧)220,000円
介護納付金分 (40～64歳の方のみ)	2.1%	9,800円	(新)5,400円	170,000円
	(変更なし)	(変更なし)	(旧)4,900円	(変更なし)

## 【国民健康保険税の軽減判定所得】

	改正前（令和5年度）	改正後（令和6年度）
7割軽減	世帯の総所得金額が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	世帯の総所得金額が43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下 <b>(変更なし)</b>
5割軽減	世帯の総所得金額が43万円+(29万円×国保等加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	世帯の総所得金額が43万円+( <b>29.5万円</b> ×国保等加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	世帯の総所得金額が43万円+(53.5万円×国保等加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	世帯の総所得金額が43万円+( <b>54.5万円</b> ×国保等加入者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※「給与所得者等」とは、一定の給与所得者、公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金など)の支給を受ける方を言います。  
 ※「加入者数」とは、同一世帯に属する国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方も含みます。

## 【国民健康保険税の平均額(均等割額および平等割額の軽減後の賦課額)】

	令和5年度	令和6年度			
		税率改正前(a)	税率改正後(b)	増減額(b-a)	比較(b/a)
1人当り賦課額	150,188円	148,424円	<b>149,572円</b>	1,148円	0.8%増
1世帯当り賦課額	237,334円	233,690円	<b>235,516円</b>	1,826円	0.8%増

## 【モデル世帯での年間の国民健康保険税の比較】

	世帯	世帯の合計所得	年間の国民健康保険税額				増減額(対前年比)
			軽減	令和5年度	軽減	令和6年度	
①	60歳の単身	420万円	なし	529,500円	なし	<b>532,700円</b>	3,200円(0.6%)
②	73歳の単身	87万5千円	2割	96,700円	5割	<b>78,100円</b>	△18,600円(△19.2%)
③	35歳の夫婦と未就学児2人	180万円	2割	250,800円	2割	<b>253,000円</b>	2,200円(0.9%)

問い合わせ先 国保係 9番窓口 ☎77-8379

# 令和6年度から介護保険料が変わります

津別町では、介護保険事業計画を3年ごとに策定しています。第9期(令和6年度から令和8年度)の3年間、津別町の介護保険事業が健全に運営できるよう介護保険料の改定を行います。

## 基準額が月額5,300円(年間63,600円)になります

第9期(令和6年度から令和8年度)の基準額が月額5,300円に改定となります。第8期(令和3年度から令和5年度)の月額4,900円と比較すると、400円の増額となります。

(基準額の決め方)  
 介護サービスの総給付費見込額 × 65歳以上の方の負担分23% ÷ 65歳以上の方の人数 = 基準額  
 ※第9期(令和6～8年度)中の要介護認定者数、サービス利用状況 介護報酬改定率(+1.59%)、町の人口動態及び津別町の介護保険事業特別会計の運営状況を推計・勘案し、上記の式で算出

この基準額を基に、世帯の所得によって保険料が決まります。第9期の保険料は次のとおりです。

所得段階		保険料の調整率	新保険料	旧保険料
第1段階	生活保護、中国残留邦人等支援給付の受給者、または、世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	基準額 × 0.285	18,100円	17,600円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額 × 0.485	30,800円	29,400円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で第1段階、第2段階に該当しない方	基準額 × 0.685	43,500円	41,100円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.9	57,200円	52,900円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方	基準額	63,600円	58,800円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	76,300円	70,500円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.3	82,600円	76,400円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.5	95,400円	88,200円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.7	108,100円	99,900円
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.9	120,800円	
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.1	133,500円	
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.3	146,200円	152,600円
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が720万円以上の方	基準額 × 2.4	152,600円	

問い合わせ先 介護保険係 5番窓口 ☎77-8382